

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和4年11月1日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年11月1日（火）9時30分～10時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1～3 総合行政部長 村山修 4 総務部長 豊島俊二 5、6 市民生活部長 松井俊之 7、8 福祉部長 中村修 9 都市整備部長 中森福夫 10 選挙管理委員会事務局長 近藤政雄 11、12 教育政策部長 今野美香 【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 総務部長 豊島俊二 3 教育政策部長 今野美香

議 題	【付議】 1 志木市個人情報の保護に関する法律施行条例について 2 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について 3 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について 5 指定管理者の指定について 6 指定管理者の指定について 7 指定管理者の指定について 8 指定管理者の指定について 9 志木市景観条例の一部を改正する条例について 10 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について 11 指定管理者の指定について 12 指定管理者の指定について 13 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 【報告】 1 賃貸借物件紛失に伴う損害賠償請求事件の専決処分について 2 令和４年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について 3 「志木市小中一貫教育基本方針」について
結 果	【付議】 1～13 了承 【報告】 1～3 了解
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会 議 内 容 の 記 録 （ 経 過 、 結 果 等 ）	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市個人情報の保護に関する法律施行条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、全国的な共通ルールに基づき制度を運用することになるが、条例で定めることが許容されている事項について、新たに志木市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものである。

【制定内容】

1 施行条例

別紙、志木市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）のとおり、個人情報の保護に関する法律に許容されている事項について、現行条例の水準を踏襲する形で規定する。

2 施行条例に規定する事項

（１）現行条例と異なる規定を定めるもの

個人情報取扱事務の登録等

審議会への諮問

（２）現行条例と同様の規定を定めるもの

開示請求に係る手数料の額

開示請求に対する措置・・・他６項目

3 関係条例の整備

現行の志木市個人情報保護条例を廃止するとともに、関係条例の整備を行う。

4 施行日 令和５年４月１日

2 志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）によりその利用が制限されており、社会保障や税、災害対策の分野において、地方公共団体が条例を定めることで、マイナンバー法に定められていない事務についても利用が認められている。

市では、この制度を活用し行政手続の簡素化に対応した新たな事務を追加するため、志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正しようとするものである。

【改正の概要】

次の事務を追加する

- ・ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務
- ・ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
- ・ 志木市重度心身障害者医療費支給に関する事務
- ・ 志木市重度心身障害者手当支給に関する事務
- ・ 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務
- ・ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務
- ・ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務
- ・ 介護サービス等の給付に関する事務
- ・ 就学援助に関する事務
- ・ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（補助金に係る事務）

3 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

令和4年8月8日の人事院勧告を考慮し決定した「令和4年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

【改正の概要】

1 改正条例と主な改正内容

（1）志木市職員の給与に関する条例

①期末勤勉手当 4.30月分→4.40月分 （R4.12.1適用）

②給料表 平均0.3%増 （R4.4.1適用）

初任給に加え、20歳代半ばでの職員が在職する号給に重点を置きつつ、30歳代半ばまでの職員が在職する号給で改定。

（2）志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

①給料表 平均0.3%増 （R4.4.1適用）

4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

【改正の概要】

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部が改正された。

これに伴い、共同住宅等においては、住戸単位による認定が廃止となり、住棟

単位での認定に変更され、複合建築物の住宅部分や非住宅部分の認定が可能となったことを踏まえ、以下の条文を変更する。

【参考】

別表第9（都市の低炭素化の促進に関する法律関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請手数料に関して、認定の単位が変更された事により、当該部分の算定方法を「一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（申請住戸数）」から「一の建築物の住戸数（住戸数）」に変更するもの。

5 指定管理者の指定について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

志木市民会館の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称 志木市民会館

指定管理者 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市本町一丁目11番50号

名称

公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社

代表者名 理事長 高橋 良和

指定の期間 令和5年4月1日から令和8年8月31日

6 指定管理者の指定について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

志木市コミュニティスペースつつじの管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称 志木市コミュニティスペースつつじ

指定管理者 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市本町一丁目11番50号

名称

公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社

代表者名 理事長 高橋 良和

指定の期間 令和5年5月1日から令和8年8月31日

7 指定管理者の指定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

志木市総合福祉センター他四施設の管理に関し、施設の設置目的を効果的に達成するため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称	志木市総合福祉センター 志木市福祉センター 志木市児童センター 志木市宗岡子育て支援センター 志木市立宗岡第二公民館
指定管理者	主たる事務所の所在地 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号 名称 社会福祉法人志木市社会福祉協議会 代表者名 会長 中村 勝義

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

8 指定管理者の指定について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

志木市第二福祉センターの管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称	志木市第二福祉センター
指定管理者	主たる事務所の所在地 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号 名称 社会福祉法人志木市社会福祉協議会 代表者名 会長 中村 勝義

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

9 志木市景観条例の一部を改正する条例（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

令和4年3月付で改定した志木市景観計画に合わせて、地域特性を活かしたまちづくりを重点的に行い、景観の質的向上を図ることを目的に、条例を改正するものである。

【改正の概要】

- ・景観形成重点地区等の設定の明記
- ・届け出対象の行為及び規模の見直し
- ・事前協議制度の導入
- ・景観アドバイザー制度の導入
- ・公共施設に関する景観形成方針の遵守

施行予定日 令和5年7月1日

10 志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について（選挙管理委員会事務局）

○概要説明：選挙管理委員会事務局長

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令の一部が改正され、令和4年4月6日から施行された。

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しては、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて市条例で定めることとされているため、公職選挙法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行うものである。

【改正の概要】

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費の支払 (第4条関係)
一般運送契約以外の契約

区 分	現 行	改 正 (案)	増 減
自動車の借入れ契約	15,800 円/日	16,100 円/日	+300 円
燃料の供給に関する契約	7,560 円/日	7,700 円/日	+140 円

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費の支払 (第9条及び第10条関係)

区 分	現 行	改 正 (案)	増 減
ビラ作成単価	7 円 51 銭/枚	7 円 73 銭/枚	+22 銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費の支払 (第13条関係)

区 分	現 行	改 正 (案)	増 減
ポスター作成基本単価	393 円 79 銭/枚	405 円 98 銭/枚	+12 円 19 銭
定額分 (企画費)	232,875 円	237,187 円	+4,312 円
ポスター作成単価限度額	2,953 円/枚	3,013 円/枚	+60 円

11 指定管理者の指定について (教育政策部)

○概要説明：教育政策部長

志木市立秋ヶ瀬運動場施設の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

施設の名称 志木市立秋ヶ瀬運動場施設

指定管理者 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市本町1丁目11番50号

名称

公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社

代表者名 理事長 高橋 良和

指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

12 指定管理者の指定について (教育政策部)

○概要説明：教育政策部長

志木市立宗岡公民館の管理に関し、施設の設置の目的を効果的に達成するため、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社を指定管理者として随意指定したいの

で、この案を提出するものである。

施設の名称 志木市立宗岡公民館
指定管理者 主たる事務所の所在地
埼玉県志木市本町1丁目11番50号
名称
公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社
代表者名 理事長 高橋 良和
指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

13 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

一般職の給与改定を踏まえて、議員及び特別職の改正を行うものである。

【改正の概要】

1 改正条例と主な改正内容

（1）志木市特別職員の給与に関する条例

①期末手当 4.20月分→4.30月分

（2）志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

①期末手当 4.20月分→4.30月分

2 施行日

令和5年4月1日

【報告】

1 賃貸借物件紛失に伴う損害賠償請求事件の専決処分について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

賃貸借物件紛失に伴う損害賠償請求事件に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

2 令和4年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和4年12月定例会に提出する補正予算は、次のとおり。

・令和4年度一般会計補正予算（第8号）

※債務負担行為の補正含む

・令和４年度国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

※債務負担行為の補正含む

【各会計別補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額		補正後予算額
一般会計（第８号）	31,279,168	157,787	→	31,436,955
国保特別会計（第２号）	6,927,269	384,459	→	7,311,728

３ 「志木市小中一貫教育基本方針」について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

志木市小中一貫教育基本方針を策定したので報告するものである。

名 称：志木市小中一貫教育基本方針

策定日：令和４年１０月２７日

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。